

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)					
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず	
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている	
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある	
事業		都市計画審議会				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い	
所属		都市計画課				事業の成果・分析				都市計画法第77条の2第1項の規定により、新座市都市計画審議会を開催し、都市計画に関する重要事項の調査審議を行った。 令和5年度については、2件の諮問案件について調査審議を行い、立地適正化計画の策定に関して市から報告を行った。 また、審議会としての機能強化を図るため、委員構成の見直しを行い学識経験者を1名増員した。	
事業概要		新座市都市計画審議会条例に基づき、新座市都市計画審議会を設置し、都市計画に関する事項を調査・審議する。									
実施形態		■市が直接実施 □一部委託 □全部委託・指定管理 □その他									
実施根拠		■国・県の制度 □国・県の制度+市独自の制度 □市独自の制度									
根拠法令等		都市計画法、新座市都市計画審議会条例、新座市都市計画審議会規則									
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)					
年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性		III		I : 事業規模拡大 II : 改善しながら継続 III : 現状のまま継続 IV : 事業規模縮小 V : 事業廃止 VI : 事業終了
予算・決算	予算現額（円）		231,000								
	財源内訳	一般財源	231,000								
		特定財源	0								
	支出済額（円）		174,500								
	不用額等（円）		56,500								
	執行率（%）		75.54%								
実施内容		新座市都市計画審議会を開催し、都市計画に関する重要事項の調査・審議を行った。 新座市都市計画審議会の構成員 14人（学識経験者、市議会議員、市民） <令和5年5月26日開催> 審議内容 新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について <令和5年1月20日開催> 審議内容 新座都市計画生産緑地地区の変更（案）について								市長の諮問に応じて都市計画に関する重要事項について調査審議を行い、都市計画マスター プランに基づくまちづくりを推進していく。	
年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針				
活動指標・成果指標	指標名	単位									
	開催回数	回	2								

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)					
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず	
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		A		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている	
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある	
事業		まちづくり基礎調査				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い	
所属		都市計画課				事業の成果・分析				農地及び住宅エリアの約9割（人数、面積）が市街化を望む結果となったことから、市街化編入に向け、引き続き事業を継続していく必要がある。今後、意向調査の結果報告会や地権者主体の発起人会及び準備組織の発足等、より一層の専門的知識が必要となることから、引き続き民間委託によって事業の効率化を図っていく。	
事業概要		大和田一丁目地区（旧暫定逆線引き地区内の市街化調整区域）において市街地整備（組合土地区画整理事業）の実現可能性を探るため地権者への意向調査等を実施する。									
実施形態		<input type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input type="checkbox"/> その他									
実施根拠		<input type="checkbox"/> 国・県の制度 <input type="checkbox"/> 国・県の制度+市独自の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 市独自の制度									
根拠法令等		なし									
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)					
予算・決算	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度				
	予算現額（円）		99,000								
	財源内訳	一般財源	99,000								
		特定財源	0								
	支出済額（円）		99,000								
	不用額等（円）		0								
	執行率（%）		100.00%								
実施内容			大和田一丁目が抱える周辺道路の課題（緊急車両のアクセス困難、自転車同士等の接触事故）を解決するため、計画的な市街地整備に向けた検討を行うことを目的として、現状把握や課題の整理、土地所有者の意向調査等を行った。								
活動指標・成果指標	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度				
	指標名		単位								
	対象地権者数		人	78							

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)		3 事業評価 (Check)					
基本政策	第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】	事業の実施状況	B A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず				
施策領域	第1節 都市づくり	事業の必要性 【市民ニーズ】	B A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている				
施策項目	施策1 計画的なまちづくりの推進	事業の効率性 【見直す余地】	A A : 余地はない B : 余地はある				
事業	都市計画図等作成	施策への貢献度	A A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い				
所属	都市計画課	事業の成果・分析	都市計画図等の作成については、都市計画事務のみならず、まちづくり全般に関係する基礎資料となるものであり、さまざまな施策への貢献度は高いと考えられる。 また、都市計画決定図書等については、電子化を行い長期保存文書検索システムに掲載することで事業の効率化に貢献している。				
事業概要	都市計画図、街路図、都市計画変更の際に必要となる法規図書等を作成・印刷する。						
実施形態	■市が直接実施 ■一部委託 □全部委託・指定管理 □その他						
実施根拠	□国・県の制度 □国・県の制度+市独自の制度 ■市独自の制度						
根拠法令等	なし						
2 事業実績 (Do)		4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)					
予算・決算	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性 III I : 事業規模拡大 II : 改善しながら継続 III : 現状のまま継続 IV : 事業規模縮小 V : 事業廃止 VI : 事業終了
	予算現額(円)	923,000					
	財源内訳	一般財源	923,000				
		特定財源	0				
	支出済額(円)	911,647					
	不用額等(円)	11,353					
	執行率(%)	98.77%					
実施内容		都市計画図や白図(地形図)等を作成・印刷し、都市計画事務に活用した。また、旧地形図や過年度に手続きを行った都市計画決定図書等の電子化を行い、長期保存文書検索システムに掲載した。					
年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針
活動指標	指標名	単位					
	都市計画決定図書等電子化件数	件	28				
	旧地形図等原図電子化枚数	枚	160				
成果指標							

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)								
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず				
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている				
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある				
事業		景観審議会				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い				
所属		都市計画課				事業の成果・分析				景観審議会は、景観形成に関する事項（景観計画の変更や景観法の届出に対し、勧告・命令をしようとする場合など）を調査・審議するため開催されるものであるが、令和5年度においては、これらの該当がなかったため、未開催であった。				
事業概要		新座市景観条例に基づき、新座市景観審議会を設置し、景観形成に関する事項を調査・審議する。												
実施形態		■市が直接実施 □一部委託 □全部委託・指定管理 □その他												
実施根拠		□国・県の制度 □国・県の制度+市独自の制度 ■市独自の制度												
根拠法令等		景観法、新座市景観条例												
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)								
予算・決算	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性		III		I : 事業規模拡大 II : 改善しながら継続 III : 現状のまま継続 IV : 事業規模縮小 V : 事業廃止 VI : 事業終了		
	予算現額（円）		39,000											
	財源内訳	一般財源	39,000											
		特定財源	0											
	支出済額（円）		0											
	不用額等（円）		39,000											
	執行率（%）		0.00%											
実施内容						新座市景観条例に基づき、新座市景観審議会を設置し、景観形成に関する事項を調査・審議を行うものであるが、令和5年度は該当する案件がないことから未開催であった。 新座市景観審議会の構成員 5人（学識経験者）								
年度						令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針		景観計画の変更等を行うときは、新座市景観条例に基づき新座市景観審議会を開催し、良好な景観の形成を図っていく。	
活動指標・成果指標	指標名	単位												
	開催回数	回	0											

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)						
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず		
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている		
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある		
事業		産業用地適地選定				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い		
所属		都市計画課				事業の成果・分析				産業用地適地となる優先候補地の選定及び土地利用構想図案の作成については、概ねスケジュールどおりに進み、令和5年度内に完了した。企業ヒアリングや地権者訪問及び概況整理の中でもちづくりを行う場合の課題抽出もできているため、今後の市街地整備についての地権者の意向を伺う際の説明資料とすることが可能となり、市街地整備を実施するとなつた際の県との調整資料としても本事業の結果を活用することも可能になったものである。		
事業概要		新座市域内における産業用地の適地を調査する。										
実施形態		<input type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input type="checkbox"/> その他										
実施根拠		<input type="checkbox"/> 国・県の制度 <input type="checkbox"/> 国・県の制度+市独自の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 市独自の制度										
根拠法令等		なし										
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)						
予算・決算	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性		VI		
	予算現額（円）		2,882,000									
	財源内訳	一般財源	2,882,000									
		特定財源	0									
	支出済額（円）		2,750,000									
	不用額等（円）		132,000									
	執行率（%）		95.42%									
実施内容			新座市内の新たな産業拠点となり得る地区的選定及び土地利用構想図案の作成を行った。選定に当たっては、企業立地動向等の統計情報から規模等の条件を設定し、市内に存する低未利用地条件に合致する複数の候補地を抽出した。また、主に物流業を営む民間事業者に対し、各候補地の評価や市場性等のヒアリングを実施し、その結果と、周辺道路等の交通利便性、上下水道の整備状況、周辺の土地利用状況及び事業化難度を総合的に評価することで、優先候補地（道場二丁目地区）を1か所選定したもの。また、同地区においては地権者への個別訪問を実施、現時点でのまちづくりに対する意向を調査した。									
年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針			VI	
活動指標・成果指標	指標名		単位									
	優先候補地		地区	1								
	個別訪問件数		件	79								

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)						
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず		
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている		
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある		
事業		土地区画整理事業特別会計繰出金				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い		
所属		都市計画課				事業の成果・分析		新座駅北口土地区画整理事業特別会計に対し、必要額に応じて予算を確保し、適正な時期に繰出金の支出を行った。				
事業概要		新座駅北口土地区画整理事業特別会計に係る繰出金										
実施形態		<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input type="checkbox"/> その他										
実施根拠		<input type="checkbox"/> 国・県の制度 <input type="checkbox"/> 国・県の制度+市独自の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 市独自の制度										
根拠法令等		なし										
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)						
予算・決算	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性	III		I : 事業規模拡大 II : 改善しながら継続 III : 現状のまま継続 IV : 事業規模縮小 V : 事業廃止 VI : 事業終了	
	予算現額（円）		288,580,000									
	財源内訳	一般財源	288,580,000									
		特定財源	0									
	支出済額（円）		288,580,000									
	不用額等（円）		0									
	執行率（%）		100.00%									
実施内容						一般会計から新座駅北口土地区画整理事業特別会計へ繰出金を支出した。						
活動指標・成果指標	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針			新座駅北口土地区画整理事業特別会計との調整を行いながら、確実な予算確保及び執行を行っていく。	
	指標名		単位									
	支出回数	回	5									

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)						
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず		
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている		
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある		
事業		大和田二・三丁目地区土地区画整理事業				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い		
所属		都市計画課				事業の成果・分析				環境影響評価事後調査書への意見に対する事業者の見解は、期間内に意見が提出されなかつたため、不要となった。 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の現地事務所の廃止について、粗大ごみの廃棄は民間委託となつたが、引っ越し作業は片付けの進捗状況を確認しながら職員が本庁舎等へ運搬を行つたため、民間委託は不要となつた。 清算交付金の一括交付は、大幅な遅延をすることなく職員で対応することができた。		
事業概要		大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の現地事務所を廃止する。また、環境影響評価事後調査書への意見に対する事業者の見解を作成する。さらに、清算交付金の一括交付を行う。										
実施形態		■市が直接実施 ■一部委託 □全部委託・指定管理 □その他										
実施根拠		□国・県の制度 □国・県の制度+市独自の制度 ■市独自の制度										
根拠法令等		新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例										
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)						
予算・決算	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性		VI		
	予算現額(円)		192,241,000									
	財源内訳	一般財源	7,555,000									
		特定財源	184,686,000									
	支出済額(円)		191,985,498									
	不用額等(円)		255,502									
	執行率(%)		99.87%									
実施内容						大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所が都市計画課へ移行となつたため、環境センター東工場1階にある現地事務所の廃止に伴い発生した粗大ごみについて、廃棄した。また、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る清算交付金の一括交付を行い、請求の意思確認ができない場合は、各法務局に供託した。						
年度						令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針	
活動指標・成果指標	指標名		単位									
	清算交付金一括交付件数		件	276								
	清算交付金供託件数		件	50								

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)					
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず	
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている	
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		B		A : 余地はない B : 余地はある	
事業		土地区画整理事業				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い	
所属		新座駅北口土地区画整理事務所				事業の成果・分析				本事業は、新座駅北口周辺の計画的な土地利用のための良好な市街地を形成するため、計画的な都市基盤整備を行うものであり、既に完了した新座駅南口地区の整備に引き続き、新座駅北口駅前広場、幹線道路及び各宅地の整備など、着実な実施が求められている。事業計画に基づき、権利者の協力を得ながら、道路整備に必要な用地確保のための物件移転補償及びそのための調査を行い、また、インフラ施設、道路等の整備及びその設計等を実施した。既に整備が完了し、土地を引き渡した場所については、住宅建設等、順次土地利用が図られている。計画的な事業の推進に当たり、現時点での物件移転及び施工における課題を抽出し、それぞれの進め方や工程を再検討していく必要がある。	
事業概要		市域の中核拠点となる新たな市街地形成を図るため、JR武蔵野線新座駅の北側に位置する面積約31.6haの区域について、新座駅北口駅前広場を含む都市計画道路3・4・17新座駅北口通線や都市計画道路3・4・16大和田通線を整備するとともに、計画的な市街化を誘導し、現存する緑と調和した安全で快適な市街地環境の創出を図る。									
実施形態		<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input type="checkbox"/> その他									
実施根拠		<input type="checkbox"/> 国・県の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度+市独自の制度 <input type="checkbox"/> 市独自の制度									
根拠法令等		土地区画整理法、新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業施行に関する条例									
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)					
年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性		II		I : 事業規模拡大 II : 改善しながら継続 III : 現状のまま継続 IV : 事業規模縮小 V : 事業廃止 VI : 事業終了
予算・決算	予算現額(円)		989,395,000								
	財源内訳	一般財源	157,183,000								
		特定財源	832,212,000								
	支出済額(円)		722,399,000								
	不用額等(円)		266,996,000								
	執行率(%)		73.01%								
実施内容		事業計画に基づき、次のとおり各事業を実施した。 1 事業により移転等が発生する物件の補償料算定の基礎資料を作成するため、物件の調査及び積算を行った。 2 区画道路築造工事、及び雨水管布設工事及び電線共同溝の詳細設計等を行った。 3 雨水浸透トレーニング工事、雨水管布設工事及び区画道路築造工事等を行った。 4 建物移転補償14件、工作物移転補償3件及び借家・借間・立毛等補償35件を行った。				事業を着実に進めるために必要な工程等を再検討し、それと合わせて物件移転及び工事その他の必要な事業を進めていく。					
年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針				
活動指標・成果指標	指標名	単位									
	新座駅北口土地区画整理事業進捗率	%	66								

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)							
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず			
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている			
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある			
事業		建築紛争調停委員会				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い			
所属		都市計画課				事業の成果・分析				建築紛争調停委員会では、中高層建築物の建築に係る紛争の調整について、良好な近隣関係の保持、安全で快適な生活環境の保全を目的として審議を行う。 現状としては、中高層建築物に該当する共同住宅の建築事例はあるものの、申出の手続を進めるような紛争や相談が少ないため、あっせん、調停の手続に至る案件はなかった。			
事業概要		新座市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例第10条第5項の規定により、新座市建築紛争調停委員会を開催し、紛争の調停について審議を行う。											
実施形態		<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input type="checkbox"/> その他											
実施根拠		<input type="checkbox"/> 国・県の制度 <input type="checkbox"/> 国・県の制度+市独自の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 市独自の制度											
根拠法令等		新座市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例											
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)							
予算・決算	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性		III		I : 事業規模拡大 II : 改善しながら継続 III : 現状のまま継続 IV : 事業規模縮小 V : 事業廃止 VI : 事業終了	
	予算現額（円）		39,000										
	財源内訳	一般財源	0										
		特定財源	39,000										
	支出済額（円）		0										
	不用額等（円）		39,000										
	執行率（%）		0.00%										
実施内容						新座市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例第6条第1項に基づく紛争の調整の申出によりあっせんを行った案件がなかったため、建築紛争調停委員会は開催されなかった。 建築紛争調停委員会の構成員 委員数5人（法律、建築、環境等の分野について識見を有する者） 開催回数 0件							
活動指標・成果指標	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針				中高層建築物の建築について今後相談があった場合は、相談内容の精査や生活環境への影響を検討した上で、条例に基づいてあっせん、調停の手続を行う。	
	指標名		単位										
	開催回数		回	0									

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)					
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず	
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている	
施策項目		施策1 計画的なまちづくりの推進				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある	
事業		ホテル等審査会				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い	
所属		都市計画課				事業の成果・分析				ホテル等審査会では、ラブホテル該当の当否及び建築の同意の適否について審議を行う。現状としては、ホテル等の建築について同意の申出がなされていないため、審査会の開催には至っていない。	
事業概要		新座市ラブホテルの建築規制に関する条例第8条の規定により、新座市ホテル等審査会を開催し、ホテル等の建築について審査する。									
実施形態		<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input type="checkbox"/> その他									
実施根拠		<input type="checkbox"/> 国・県の制度 <input type="checkbox"/> 国・県の制度+市独自の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 市独自の制度									
根拠法令等		新座市ラブホテルの建築規制に関する条例									
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)					
予算・決算	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度				
	予算現額（円）		54,000								
	財源内訳	一般財源	0								
		特定財源	54,000								
	支出済額（円）		0								
	不用額等（円）		54,000								
	執行率（%）		0.00%								
実施内容			新座市ラブホテルの建築規制に関する条例第8条に基づく同意の申出がなかったため、ホテル等審査会は開催されなかった。 ホテル等審査会の構成員 委員数7人（市議会議員、知識経験者、教育関係機関代表及び公共的団体代表者） 開催回数 0件								
年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度				
活動指標・成果指標	指標名	単位									
	開催回数	回	0								
今後の方向性			III I : 事業規模拡大 II : 改善しながら継続 III : 現状のまま継続 IV : 事業規模縮小 V : 事業廃止 VI : 事業終了								
今後の取組方針			ホテル等の建築について相談があった場合は、窓口等で計画内容を把握し、事業者に対し十分に規制内容の周知を行う。申出があった場合は、条例に基づいてホテル等審査会を開催する。								

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象: 令和5年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)						
基本政策		第3章 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】				事業の実施状況		B		A : 計画以上に実施 B : 計画どおりに実施 C : 計画どおりに実施できず		
施策領域		第1節 都市づくり				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A : 高まっている B : 変わらない C : 薄れている		
施策項目		施策2 空家等対策体制の充実				事業の効率性 【見直す余地】		A		A : 余地はない B : 余地はある		
事業		空家等対策				施策への貢献度		A		A : 貢献している B : やや貢献している C : 貢献の度合いが低い		
所属		建築審査課				事業の成果・分析				全国的な社会問題である空家等は市内でも年々増加している。特に、地域住民の生活環境に深刻な影響を与える管理不全の空家等に対してはその対策が必要とされる中、継続的な改善指導等によって、単年度において新たに覚知した件数以上の空家等を更地化を含めた多様な方法で解決に結びつけた。これらの空家等が適正管理されたことに伴い、周辺地域の生活環境については一定の保全が図られたものと考える。 また、今後発生が予想される空家等に対しても対策を講じる必要があることから、その発生を抑制することを主たる目的の一つとして、庁内の関係各課が相互に連携・協力する体制を整備した。本体制整備によって、今後は空家等の発生予防のみならず、問題の早期解決などといった効果についても期待がされる。		
事業概要		安全・安心な生活環境を保全するため、空家等対策の推進に関する特別措置法及び新座市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、空家等の適切な管理を行う。 また、令和5年度からは所有者や相続人等がいない空家について、財産清算人制度を活用し早期の解決を図る。										
実施形態		<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input type="checkbox"/> その他										
実施根拠		<input type="checkbox"/> 国・県の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度+市独自の制度 <input type="checkbox"/> 市独自の制度										
根拠法令等		空家等対策の推進に関する特別措置法、新座市空家等の適切な管理に関する条例など										
2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)						
年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の方向性		III		I : 事業規模拡大 II : 改善しながら継続 III : 現状のまま継続 IV : 事業規模縮小 V : 事業廃止 VI : 事業終了	
予算・決算	予算現額（円）		2,093,000									
	財源内訳	一般財源	2,093,000									
		特定財源	0									
	支出済額（円）		2,014,425									
	不用額等（円）		78,575									
	執行率（%）		96.25%									
実施内容		近隣住民や町内会等から通報のあった管理不全の空家等については、速やかに現地調査や所有者等の調査を行い、自主改善を促す改善指導等により、空家等の適正な管理に努めた。 また、所有者や相続人等がなく改善が見込めない管理不全の空家等について、早期解決を図るため、相続財産清算人制度を活用し、2件の申立てをした。 さらに、空家等の発生防止や空家等に関する様々な相談について、空き家の担当部署と庁内の関係各課が相互に連携・協力する体制を整備し、迅速な解決を努めた。										
年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	今後の取組方針					
活動指標・成果指標	指標名		単位									
	通報のあった管理不全の空家等の対応率		%	100								